

応急期

復旧・復興期

災害対策本部

※被害状況の把握や応急期対策等に関する意思決定と指揮、指示等を行う。

震災復興本部

※復旧・復興に関する全庁的な調整、方向性を協議する。

	設置根拠	事務分掌	構成員	事務局
災害対策本部	・災害対策基本法 ・熊本市災害対策本部条例 ・地域防災計画	○被害状況の把握 ○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること ○本部の移転に関すること ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関すること ○NPO、ボランティアの調整に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○市民向緊急声明の発表に関すること ○国・県等への要望及び陳情等に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること	市長、副市長、危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会局長 その他市長が指定する者	危機管理防災部
震災復興本部	・地域防災計画 ・熊本市震災復興本部設置要綱	○復旧・復興の方針、重要な事務事業、各施策の進捗状況、法令等の制定及び改廃並びに国、県等の動向その他復旧・復興に関する情報等について、全庁的な周知を図ること。 ○復旧復興の実施段階における課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。 ○復旧・復興における重要な計画等について、年度ごとの評価、目標及び取組に関する審議、決定その他の進行管理を行うこと。	市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会局長 その他市長が指定する者（危機管理監EBPM推進センター所長）	復興総室

令和8年熊本地震 震災復興へ向けた体制図

【参考】各本部における役割分担

分野	災害対策本部が扱う主な範囲	復興本部が扱う主な範囲	主な実施部局
応急対策	- 避難勧告、避難指示、災害情報の収集、伝達 - 救助に関すること、応援要請等 - 応急危険度判定などの緊急対応	—	全局・区
生活・住まい 再建	- 避難所の開設、避難所環境の確保、拠点化 - 避難者・在宅避難者の所在や安否の確認、緊急的なニーズへの対応	- 被災者別のニーズ把握、生活再建・住まい再建支援、避難所退所後の見守り支援 - り災証明、応急修理、市営住宅、応急仮設住宅の提供、公費解体の実施 - 復興計画の策定	全局・区
ライフライン	応急復旧、代替措置	- 本復旧、再発防止への対応 - 公共施設・都市基盤の復旧工程	上下水道局、都市建設局、交通局等
災害廃棄物	災害ごみの収集、仮置場等の初動。	公費解体、長期的な災害ごみへの対応	環境局
情報発信	避難、危険箇所、緊急支援の即時発信	- 被災者支援に関する情報発信 - 文化財等の復旧工程、事業者等への支援発信	政策局・関係局・区